

「はい、こちら企業の労働10番です」。最近次のご相談がありました。

名北協會相談員日誌 124



# 日ちち“企業の 労働110番”でく

# 加藤社会保険労務士事務所 所長 名北労働基準協会専門相談員

社会保険労務士 加藤正人

令和3年4月1日 高年齢者雇用安定法改正

## —70歳までの就業機会確保を見据えた社内体制づくり—

高年齢者雇用安定法はこの4月1日の改正において、従業員の70歳までの就業機会確保の努力義務が規定されます。こうした改正に対応するには、ただ単に就業可

の努力義務規定となっています  
したがって、雇用する高年齢者  
者が65歳を迎えるにあたって、  
事業主はまず高年齢者の就業確  
保の方法として自社に最も適し  
た社内の仕組みづくりを計画す  
ることが必要になります。

今回のご相談について言えば  
すでに65歳を超えて雇用を継続  
していることから、その労働条  
件を明文化し、各々の高年齢者



起こしたくはないという思いもあるでしょう。

ただ考え方としては、65歳を超えて貢献する従業員一人ひとりについて、一定の期間ごとに、相互にその状況や希望を確認し合うことは、むしろ企業にとっての「安全配慮義務」の履行で

結……と、ここでは大雑把な進め方の検討となります。企業規模によつてもさまざまな展開を企画する必要があろうかと思ひます。そしてさらに、(6)どのような働き方を用意するか……も肝心です。

年齢に伴うパフォーマンスの低下は、体力の低下に他なりません。そこを注視していないと、思わぬ怪我に繋がったり、体調不良を引き起こすことも考えられます。個々の体の状態に配慮してこそ、生産性も向上するのではないか。こうした考え方を丁寧に説明し労使で合意すれば、労働条件の変更も可能となります。

そこでこうした措置の実施手

そこでこうした措置の実施手順を考えてみます。

り（安全衛生委員会やそれに準じた組織づくり）、②改定の方針策定（65歳以上の雇用の契約単位や上限年齢、契約解除条件等）、③改定方針の通知（社内アンケート）、④対象労働者の健康調査（産業保健担当等からのヒヤリング）、⑤個々の就業条件の見直し・雇用契約の締

番）（0052-961-1666）を有効活用していただければ幸いです。  
また、当協会では法改正に対応し併せて定年後の継続雇用者の労務管理上の実務を学ぶ「高年齢者就業確保対策セミナー」を出張団体教育（インターネット受講可）で実施しています。詳しく述べは、当協会総合受付（052-961-1666）までお問い合わせください。